

チーム賞および個人賞表彰内規

(目的)

第1条 本内規は、本連盟リーグ戦におけるチーム賞および個人賞に関し表彰基準を定め、活躍したチームおよび選手個人を公平に評価し表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 チーム賞は、1部から4部における優勝とフェアプレー賞を各1チームについて表彰し、表彰状と記念品を授与する。

第3条 個人賞は、1部から4部における得点王、アシスト王、最優秀選手賞、優秀選手賞、優秀ゴールキーパー賞を各1名について表彰し、表彰状と記念品を授与する。

(選考手続き)

第4条 各賞に関する選考は記録委員会が本内規に従って実施し、理事会において決定する。

(優勝)

第5条 優勝はリーグ戦大会要項に従い、各部において優勝したチームを表彰する。

(フェアプレー賞)

第6条 フェアプレー賞は、フェアプレー精神の育成・高揚を意図し、チーム表彰とする。

選考基準は次のように行う。

1. 大会上位チーム（ベスト4以上）を授与対象とし、懲罰点が最も少なかったチームを選考する。
2. 審判報告書および公式記録より懲罰点を算出する。（試合会場本部報告やインストラクターレポートも算出資料とすることができる。）

<懲罰点基準>

- 1) 競技者に警告 1.0点/回
 - 2) 競技者の退場または監督等関係者の退席 2.0点/回
(警告2回による退場の場合は警告数のみをカウントする)
 - 3) チームの遅刻、メンバー表提出の遅れ等 0.5点/回
 - 4) チーム関係者の判定に対する不服の言動や発言等の不法行為 1.0点/回
3. 懲罰点が試合数×0.5を超えたチーム、選手や役員の器物破損や暴力行為等を犯したチームは対象から外す。

(得点王)

第7条 得点王は、最高得点の選手を表彰する。

なお、同得点の選手がいた場合は、本内規第6条の懲罰点の個人点数が低い選手とする。懲罰点も同点数であった場合はリーグ戦結果が上位のチームの選手とする。

(アシスト王)

第8条 アシスト王は、最高アシスト点の選手を表彰する。

なお、同アシスト点の選手がいた場合は、本内規第6条の懲罰点の個人点数が低い選手とする。懲罰点も同点数であった場合はリーグ戦結果が上位のチームの選手とする。

(最優秀選手賞)

第9条 最優秀選手賞は、優秀選手推薦点を以下の①から③の手続きで算定し、リーグ戦の結果が上位3位までになったチームに所属している選手の中で最高推薦点を獲得した選手を表彰する。

なお、同点の選手がいた場合は、本内規第6条の懲罰点の個人点数が低い選手とする。懲罰点も同点数であった場合はリーグ戦結果が上位のチームの選手とする。

①試合において最も活躍し印象に残ったと思われる選手を優秀選手推薦者として、自チームと対戦チームから1名ずつを監督ならびにチーム関係者が試合終了後に推薦する。

②自チームから推薦された選手は、優秀選手推薦点を1点獲得する。

③対戦チームから推薦された選手は、優秀選手推薦点を3点獲得する。

(優秀選手賞)

第10条 優秀選手賞は、優秀選手推薦点を本内規第9条と同様に算定し、最優秀選手を除いた中から最高推薦点を獲得した選手を表彰する。

なお、同点の選手がいた場合は、本内規第6条の懲罰点の個人点数が低い選手とする。懲罰点も同点数であった場合はリーグ戦結果が上位のチームの選手とする。

(優秀ゴールキーパー賞)

第11条 優秀ゴールキーパー賞は、失点が最も少なかったチームに所属し、リーグ戦の総試合数の7割以上の試合においてフル出場したゴールキーパーを表彰する。

なお、該当者が複数名いた場合は、本内規第6条の懲罰点の個人点数が低い選手とする。懲罰点も同点数であった場合はリーグ戦結果が上位のチームの選手とする。

該当者がいない場合は、該当なしとして表彰しない。

(例外事項の対応)

第12条 例外事項が生じた場合は、理事会において協議し対応する。

(内規の改廃)

第13条 本内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

平成25年4月11日 制定・施行